

明るい選挙推進委員募集

☎ 選挙管理委員会 内線 2672

明るく正しい選挙を目指し、選挙の啓発・宣伝活動を進める、明るい選挙推進協議会委員を募集します。

対象 市内在住で20歳以上の人

定員 10人(委嘱期間2年)

申し込み 5月10日までに、はがきに住所、氏名、年齢、職業、応募理由、電話番号を書いて、〒417-8601 富士市選挙管理委員会へ

「普通救命講習」を受けてみませんか

☎ 消防本部警防課 内線 3341

家庭などで突然倒れ意識障害や呼吸・心臓停止となった人を助けるため「一家に一人の救命士」を目指し、個人を対象に救命講習を行います。

とき 4月13日・27日、5月11日・25日、6月8日・22日 毎月第2火曜日の13:30~16:30、毎月第4火曜日の18:00~21:00 ※平成12年3月まで引き続き行います。

ところ 消防庁舎3階会議室

対象 市内在住で、応急手当に意欲のある人

定員 各15人(先着順) 受講料 無料

申し込み 電話で消防本部警防課へ

バドミントン教室

☎ 体育振興課 内線 2727

とき 5月20日~8月12日
毎週木曜日 19:00~21:00

ところ 市立富士体育館

対象 一般男女

定員 40人

受講料 4,500円

申し込み 5月10日までに往復はがきに住所、氏名、年齢、性別、電話番号を書いて、〒416-0909 富士市松岡2414-1 町田守正 方へ ☎61-4693

前期ニュースポーツ講習会(タスポニー、チュックボール、カバディ)

☎ 体育振興課 内線 2726

とき ◆タスポニー(テニスに類似) 5月12日・19日

◆チュックボール(ハンドボールに類似) 5月26日

◆カバディ(鬼ごっこに類似) 6月2日
各水曜日 19:00~21:00

ところ 市立富士体育館

対象 市内在住・在勤の人(小・中学生は保護者同伴)

定員 各60人(先着順)

受講料 1人450円(保険料)

申し込み 4月19日~30日に直接または電話で体育振興課へ
※申し込みは何種目でも可。

空手道教室

☎ 体育振興課 内線 2727

とき 5月7日~8月6日 毎週金曜日
①18:30~19:30
②19:30~21:00

ところ 市立富士体育館剣道場

対象 ①小学生 ②中・高校生、一般

定員 各20人

受講料 2,000円

申し込み 4月30日までに郵送または電話で〒417-0051 富士市吉原4-2-11 石川勝雄 方へ ☎52-1090

富士市民陸上競技大会

☎ 体育振興課 内線 2727

とき 5月23日(日) 8:30~

ところ 富士総合運動公園陸上競技場

対象 市内在住・在勤・在学の人
(小・中学生は学校単位での参加が原則です)

参加費 1人500円(ナンバーカード料と保険料)

種目 小学生・中学生・一般(年代別)男女の部

●短距離、中距離、走り幅跳びなどの種目があります。
一般の部で400mリレーが新設されました。

出場制限 リレーは1校1チーム、1人2種目以内(一般の部)、1人1種目(小・中学生)など

申し込み 5月10日までに参加費を持参し、体育振興課へ(一般の部は現金書留、郵便小為替でも申し込みできます)

※小・中学生は親の承諾書が必要です。

**さあ行こう!! 明るい未来は 選挙から
富士市議会議員選挙 投票日 4月25日(日)**

★当日、投・開票の状況を選挙速報ダイヤル(☎57-2170)でお知らせします。

問い合わせ 選挙管理委員会 内線2672

**環境シリーズ No.12
環境保全に関する
県の条例が新しくなります**

県では昭和46年に「静岡県公害防止条例」を制定し、大気汚染や水質汚濁を規制し、産業型公害の防止に大きな役割を果たしてきました。

しかし、近年の私たちを取り巻く環境の悪化は、ごみの増加などの生活型公害問題さらには地球温暖化などの地球環境問題へと広がりを見せています。

このため、新たに「静岡県生活環境の保全等に関する条例」がつくられ、4月1日から施行されました。

今回の条例に新たに追加された部分を紹介します。

『屋外における燃焼行為の制限』

ばい煙や悪臭の発生する恐れのあるゴム、合成樹脂、油、紙、木くずなどを屋外でみだりに燃やさないでください。

『自動車の使用に伴う環境への負荷の低減』

自動車を駐車(荷物の積みおろしなど)する場合や運転者が車を離れる場合にはエンジンをとめてください(アイドリングストップ)。自動車を購入する人は環境への負荷の少ない自動車(低公害車)を購入するよう努めてください。

『資源の循環的利用などの推進』

ごみを出さないように努めるととも

に、分別排出、再生品の利用などに努めてください。

『生活排水対策の推進』

調理くず、廃食用油などの処理、洗剤の適正使用などに心がけてください。また、下水道が整備されていない地域では合併処理浄化槽を設置するよう努めてください。

『オゾン層破壊物質の回収など』

冷蔵庫やエアコンなどフロンを使用している機器を捨てる時は、フロンを回収できる販売店に委託するなど適正な処理をしてください。

問い合わせ 環境保全課 内線2072